

令和3年8月31日

令和4年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

1. 令和4年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	500	500	—	0.0
うち 国内債	500	500	—	0.0
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	500	500	—	0.0

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度末 残高(見込)	令和3年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	100	100	—	0.0
うち 出 資	100	100	—	0.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	1,680	1,180	500	42.4
うち 国内債	1,680	1,180	500	42.4
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	1,780	1,280	500	39.1

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		800	800	—
(内訳)	融資	640	640	—
	出資	160	160	—

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		800	800	—
(財源)	財政投融资	500	500	—
	財政融資	—	—	—
	産業投資	—	—	—
	政府保証	500	500	—
	自己資金等	300	300	—
	政府保証（5年未満）	300	300	—
	貸付金利息	39	34	5
	借入金利息	△4	△4	—
	債券利息	△7	△5	△1
	事務費	△11	△10	△0
	その他	△17	△14	△3

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に關与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下、「機構」）の出融資対象である利用料金収入で費用を回収するPFI事業は、利用料金収入という施設の需要変動リスクを民間が負担するものであり、このリスクに対応した資金調達が必要となるころ、我が国では、インフラに対してリスクマネーを供給する市場が形成されていない。

このため、官民出資により構成される機構が当該事業に対しリスクマネー（原則メザンファイナンス）を供給することで、民間投資を喚起し、インフラ投資市場の形成を促進するとともに、PFI事業の更なる推進を図るものである。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

機構は、利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対するメザンファイナンスを原則としており、機構、PFI事業者、民間投資家とのリスク分担は明確。

また、内閣総理大臣が定める支援基準に「民間金融機関・民間投資家等からの十分な資金供給が見込まれること」と規定されており、民間企業のモラルハザードを防止している。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

機構の出融資対象事業は、インフラの整備において民間の資金・ノウハウを最大限活用できる一方、需要変動リスクのある利用料金収入で費用を回収するPFI事業に限定されている。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

4年度の要求においては、2年度の支援決定及び支援実行実績、機構に寄せられている民間企業からのニーズ等を踏まえて実需に即した要求としている。

(参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額)

	30年度	元年度	2年度
運用残額	30億円	-	400億円
運用残率	18.8%	-	100.0%

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

政府保証について

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証国内債

令和4年度に資金調達の可能性があるコンセッション事業等のPFI事業に対し、事業の検討段階から支援に向けた調整を円滑に行うため、政府保証債500億円を要求するもの。

なお、以下の要素を勘案すると、機構における政府保証の活用は、政府保証に係る4類型における類型iv②に該当するといえる。

機構の出融資対象であるPFI事業を実施する民間事業者にとって、当該公共施設の整備等を実施する事業は新規事業となり、政府保証の付与がなければリスクプレミアムが加味されて資金調達コストが高くなる。

PFI事業（インフラ事業）は、中長期の安定的なキャッシュフローが見込まれるものの、投資の回収に時間を要し、事業期間が長期にわたるものであり、長期の債券発行を合理的な範囲で行うことで、財務レバレッジを拡大できる効果が相当程度見込まれる。

(2) 政府保証外債

発行予定なし

(3) 政府保証外貨借入金

借入予定なし

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証国内債

大規模なコンセッション事業等のPFI事業に対し、機構が補完を行う金融支援として、必要と見込まれる金額である政府保証債500億円を要求するもの。

(2) 政府保証外債

発行予定なし

(3) 政府保証外貨借入金

借入予定なし

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に盛り込まれた事項に関する要求内容

機構は、利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対して出融資等を行い、コンセッション方式等に対する出融資等の予算として、政府保証500億円を要求するもの。

掲載箇所・内容は以下の通り。

○経済財政運営と改革の基本方針2021

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

5. 生産性を高める社会資本整備の改革

「社会資本整備重点計画」等に基づき、デジタル化や脱炭素化を図りつつ、生産性向上に資する取組を進めるとともに、新技術等の導入促進や集約・再編等の広域的取組による公的ストック適正化も含め予防保全型のメンテナンスへの早期転換を図る。設計、施工、維持管理等の自動化・AI活用等による効率化などインフラDXを進め、特に、中小建設業等のICT施工の利活用環境の充実等によりi-Constructionを推進する。個別施設計画の内容充実、公共施設等総合管理計画の見直しを促進するとともに、メンテナンスサイクルの実行状況を把握・公表する。遅れの見られる地方自治体の取組を促すとともに、維持管理費縮減の取組等を促進する優先的支援を行う。また、受益者負担や適切な維持管理の観点から、財源対策等について検討を行う。災害対応力の強化や生産性向上等に資するよう、費用便益分析の客観性・透明性の向上を図りつつ、ストック効果の高い事業への重点化を図る。その際、財政投融資も適切に活用する。

PPP/PFIなどの官民連携手法を通じて民間の創意工夫を最大限取り入れる。特に、人口20万人未満の地方自治体への優先的検討規程の導入要請や策定支援等により、PPP/PFI導入促進を図る。その上で、公共事業の効率化等を図り、中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ戦略的・計画的な取組を進める。

7. 経済・財政一体改革の更なる推進のための枠組構築・EBPM推進

(基本的考え方)

「経済あつての財政」との考え方の下、引き続き、感染症の影響など経済状況に応じた機動的なマクロ経済運営を行うとともに、生産性の向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現、海外需要の取込み等を通じ、デフレ脱却・経済再生に取り組み、実質2%程度、名目3%程度を上回る成長、600兆円経済の早期実現を目指す。それに向け、ワイズスペンディングの徹底と4つの成長の原動力への予算の重点配分、広く国民各層の意識変革や行動変容につながる見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革、公的部門の産業化、PPP/PFIや共助も含めた資金・人材面での民間活力の最大活用などの歳出改革努力を続けていく。あわせて応能負担の強化などの歳入改革を進めて行く。

○成長戦略実行計画

第13章 重要分野における取組

5. PPP/PFIの推進強化

これまでの成長戦略のフォローアップを行うとともに、PPP/PFIの活用推進等に関する新たな課題について検討を行う。

○成長戦略フォローアップ

1 2. 重要分野における取組

(5) PPP/PFIの推進強化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

「PPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）」（令和3年6月18日民間資金等活用事業推進会議決定）の公共施設等運営事業（コンセッション）重点分野（空港、上下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設、公営水力発電及び工業用水道）の数値目標達成に向けた取組を推進する。また、樹木採取権制度の活用を推進する。さらに、行政の財政コストを抑えながら、民間のノウハウ等を活用し、社会的課題の解決や行政の効率化等を実現する仕組みであるPFS（Pay For Success、成果連動型民間委託契約方式）の活用と普及を促進する。

また、利用料金の生じないインフラにおける指標連動方式について、先進的な国内の事例や海外の制度を調査・整理し、これらの結果に基づき、活用方法を記載した実用的なガイドラインを2021年度中を目途に策定する。また、当該方式の活用を検討する国の機関及び地方自治体を募り、2022年度までに10件以上の可能性調査を実施し、案件形成を進める。

（公共施設等運営事業重点分野及び樹木採取権制度の取組推進等）

- ・新型コロナウイルス感染症により公共施設等運営事業への多大な影響が発生していること等への対応の検討を行う。その結果も踏まえつつ、PFI法について、事業者がより効率的な運営ができるよう公共施設等運営事業者が施設の「維持管理」に限らず、当該事業に密接に関連する「建設」、「製造」、「改修」を実施することを可能とする等のため、2022年の通常国会に改正法案の提出を図る。
- ・空港の公共施設等運営事業について、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、その目的や仕組みの検証を2021年度中に実施する。
- ・上下水道事業の案件各々の経営状況やサービスレベル、持続可能性を横並びで比較するベンチマーキングの仕組みについて、諸外国における制度についての調査結果も踏まえ、我が国における導入の可否を検討する。

○成長戦略フォローアップ工程表

実施スケジュール及び担当大臣

1 2. 重要分野における取組

(5) PPP/PFIの推進強化

KPI

「PPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）」（令和3年6月18日民間資金等活用事業推進会議決定）の公共施設等運営事業重点分野（空港、上下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設、公営水力発電及び工業用水道）の全てにおいて数値目標を達成する

公共施設等運営事業（個別分野）

重点分野において、数値目標達成に向けた取組を強化

空港

2024年度～

- ・運営権対価が契約当初に国に払われた場合には、対価の一定部分を将来必要となる投資に複数年にわたって活用【財務大臣、国土交通大臣】

2021年度

- ・空港の公共施設等運営事業について、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、その目的や仕組みの検証を実施【国土交通大臣】

2024年度～

- ・空港の公共施設等運営事業について、目的や仕組みを5年ごとに検証（次回は2026年）【国土交通大臣】

上・下水道

2021年度

- ・ベンチマーキングの仕組みについて、諸外国の制度についての調査結果も踏まえ、我が国における導入の可否を検討【厚生労働大臣、国土交通大臣】

文教施設

2024年度～

- ・スタジアムやアリーナ施設の整備や改築について、公共施設等運営権制度の活用手法や国による支援手法を検討【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（規制改革））、文部科学大臣、国土交通大臣】

公共施設等運営事業（全般）

重点分野において、数値目標達成に向けた取組を強化

2021年度

- ・新たな目標の設定（公共施設等運営事業等の集中取組方針を含む）及び目標の達成等に向けた推進方策について検討を行う【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（規制改革））】

2022年度

- ・新型コロナウイルス感染症により公共施設等運営事業へ多大な影響が発生していること等への対応の検討を行い、その結果も踏まえ、事業者が事業に密接に関連する「建設」、「製造」、「改修」を実施することを可能とする等のため、2022年の通常国会にPFI法の改正法案を提出【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（規制改革））】

2021年度

- ・指標連動方式について活用方法を記載した実用的なガイドラインを策定【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策））、内閣府特命担当大臣（規制改革））、国土交通大臣】

2022年度

- ・指標連動方式の活用を検討する国の機関及び地方自治体を募り、2022年度までに10件以上の可能性調査を実施【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策））、内閣府特命担当大臣（規制改革））、国土交通大臣】

2021年度

- ・公共施設等運営事業について、民間ならではの創意工夫を整理するとともに

制度の分かりやすい解説資料を作成し、地方公共団体等へ提供【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（規制改革））、国土交通大臣】

2024年度～

・民間からの職員を登用する場合には、利益相反が起こらないよう徹底【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（規制改革））、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構）

1. 政策的必要性

公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現するため、多様なPPP/PFIを推進することが重要である。これにより、新たなビジネス機会を拡大し、地域経済好循環を実現するとともに、公的負担の抑制を図り、国及び地方の基礎的財政収支の黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献することが期待されている。さらに、PPP/PFIの推進はSDGs（持続可能な開発目標）の実現にも寄与すると考えられるほか、2050年カーボンニュートラルの実現等に向けて、再生可能エネルギーの活用を一層推進するに当たり積極的にPPP/PFIを活用していくことが重要と考えられる。

新たなビジネス機会を拡大するとともに、公的負担の抑制を図り、経済・財政一体改革を推進するためには、様々な分野の公共施設等の整備・運営にPPP/PFIを活用することが必要であり、とりわけ民間の経営原理を導入する公共施設等運営事業を活用することが重要である。そのためには、空港等の成長分野における公共施設等運営事業の活用を大幅に拡大することで観光立国の実現等を通じた成長の起爆剤とするとともに、長期的な持続可能性が課題となっている上下水道等の生活関連分野に公共施設等運営事業を活用することで課題の克服に努める必要がある。

公共施設等運営事業の活用を拡大するためには、その前段階として様々な収益事業の活用を進めることが効果的であり、これらの事業に積極的に取り組む中で、収益性を高めつつ公共施設等運営事業への移行を目指していくことが重要である。

特に、運営費等一部の費用のみしか回収できないようなケースであっても、混合型PPP/PFI事業として積極的に取り組むことにより、少しでも公的負担の抑制等を図るといった姿勢が重要であり、その取組の中で、より収益性を高める工夫を重ねることで公的負担の抑制効果を高め、さらに公共施設等運営事業へと発展させていくという視点が重要である。

一方、利用料金収入等の施設の需要変動リスクは民間が負担するものであり、このリスクに対応した資金調達が必要となるところ、我が国では、インフラに対してリスクマネーを供給する市場が形成されておらず、利用料金収入で費用を回収するPFI事業の資金調達を行う上で障害となっている。

このため、国費と民間資金により構成される機構を設立し、機構から利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対してリスクマネー（原則メザニンファイナンス）の拠出を行うことを通じ、PFI事業の実施を促進するとともに、その実績を積み重ねることを通じて、インフラに対してリスクマネーを供給する民間の自律的な市場の形成の促進を目的としている。

2. 民業補完性

我が国では、インフラへのリスクマネーを供給する民間の市場が未形成であるため、国の資金を呼び水に設立した官民共同出資の機構の投融資の規模を拡充し、利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対する支援を実施するものである。

機構により利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対して資金供給するリスクマネーは、原則として、優先株・劣後債といったメザニンファイナンスであり、民間によるリスクマネーの供給を補完するものである。

3. 有効性

「PPP/PFI推進アクションプラン」（平成28年5月18日付民間資金等活用事業推進会議決定。）において、平成25年度から令和4年度までの10年間で21兆円のPPP/PFIの事業規模を達成することを目標とするとともに、公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（以下「公共施設等運営事業」という。）等について重点分野を定め、集中的に取り組を強化してきたところである。

現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応により国及び地方公共団体の財政状況が厳しさを増す中であって、今後、感染予防や社会・経済の変化を盛り込んだ質の高い公共サービスを提供するためには、効率的に民間企業の創意工夫や資金等を活用するPPP/PFIが引き続き有効であると考えられる。

このため、昨年度の民間資金等活用事業推進委員会ではPPP/PFIの更なる推進方策について議論を行うとともに、新型コロナウイルス感染症のPFI事業への影響に関する調査・分析結果等を踏まえた対応の検討や、期間満了を迎えるPFI事業における事後評価等のマニュアルの策定等を行った。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2021」あるいは「成長戦略フォローアップ」において、PPP/PFIを推進すること及び数値目標が設定されている。

この方針の実現に寄与するため、利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対するメザニンファイナンス等の支援等を行う。また、政府保証により、大規模の公共施設等運営事業のPFI事業に対するメザニンファイナンス等の支援にも対応可能としている。

機構は、民間金融機関の補完的役割を担うことから、民間のインフラ投資市場が形成されることが想定されていた令和9年度末までがPFI法上の設置期限とされている。

しかし、現状では、そうしたインフラ投資市場は未成熟であり、今後、地域におけるPPP/PFI事業を一層推進していくためには、機構が有する出融資機能やコンサルティング機能の活用が一層求められると考えられる。こうした状況を踏まえ、地域金融機関等との関係者から意見を聴取しつつ、機構の今後のあり方について、設置期限の延長も含め、検討を行うこととしている。

4. その他

機構は、民間による効率的・効果的な運営を基本とし、その出融資によるPFI事業者への支援については、内閣総理大臣が定めた支援基準の下、客観性・中立性・専門性を確保した民間資金等活用事業支援委員会の支援決定に基づいて行うことにより、機構の財務状況の健全性の確保を図ることとしている。

2 年度決算に対する評価

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

1. 決算についての総合的な評価

機構における令和2年度の支援決定件数は12件、支援実行額は貸付金等326億円であった。

翌期以降においても、今後の事業の進展等に伴い、順次、支援決定に向けての検討がなされる予定である。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

- 資産：令和2年度末の資産合計は、89,951百万円。
- 負債：令和2年度負債合計は、68,482百万円。
- 資本：令和2年度株主資本は、21,469百万円。

(2) 費用・収益の状況

- 費用：営業費用は、447百万円。営業外費用は、22百万円。
 - 収益：営業収益は、1,642百万円。営業外収益は、0百万円。
- 結果として経常利益1,172百万円、当期純利益808百万円を計上している。